

広島県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

平成31年 4月12日

警察本部長から

各部長・参事官，各参事官あて

この通達は，広島県警察犯罪収益対策推進要綱を定めたもので主な内容は次のとおり

第1 目的

この要綱は，犯罪収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律〔平成19年法律第22号。以下「法」という。〕第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が，組織的な犯罪及びテロリズムを助長し，これを用いた事業活動への干渉が，健全な経済活動に重大な悪影響を与えること，及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み，広島県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより，犯罪による収益の移転防止を図り，「広島県警察における組織犯罪対策要綱」に掲げる目的である犯罪組織の弱体化及び壊滅，テロ資金供与の防止等を図るため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 犯罪収益対策の基本姿勢

犯罪収益対策の推進にあたっての基本姿勢は，次のとおりとする。

- 1 特定事業者の自主的な取組み及び県民の理解の促進
- 2 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
- 3 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
- 4 犯罪収益対策に関する関係機関との連携の推進

第3 犯罪収益対策の推進

- 1 推進体制の確立
 - (1) 犯罪収益解明班
 - (2) 捜査体制の確立
- 2 県民の理解の促進
- 3 犯罪による収益に関する情報の集約，整理及び分析
- 4 犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の推進
 - (1) 積極的な取締りの推進
 - (2) 関係法令の積極的な適用
 - (3) 没収保全請求等の的確な実施
 - (4) その他の手法の活用
- 5 官民連携の推進